

1.屋外広告物とは

次の要件の全てを満たすものをいいます。

常時又は一定の期間継続して表示されるもの
 屋外で表示されるもの
 公衆に表示されるもの
 看板、立看板、貼紙及び貼札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

商業広告だけでなく、営利を目的としないものも含まれます。

ただし、次のようなものは屋外広告物に含まれません。

- 街頭で配布されるチラシなどの定着性のないもの
- 駅等の改札口の内側にある広告物
- 工場、野球場、遊園地等で、その構内にいる特定の人を対象とするもの
- 音響広告 など



屋外広告物の分類

自家用広告物	自己の住所、事務所、営業所等に、自己の氏名、名称、店名、商標又は事業等の内容を表示する広告物をいう。
管理用広告物	自己の所有する土地又は物件の管理を目的として、管理上必要な事項を表示する広告物をいう。(建設予定地、 会社所有等)
道標・案内図板等	特定の区域、場所等の案内等のために、公共的目的をもって掲出される広告物をいう。
案内誘導広告物	公衆の利便に供する目的で、集客施設・店舗等への案内誘導のために掲出される広告物をいう。
野立広告物	自己の敷地外に建植えするもののうち、道標・案内図板等及び案内誘導広告物以外の広告物をいう。

2. 篠山市屋外広告物条例の概要

(1) 目的 (条例第1条)

屋外広告物及び広告物を掲出する物件について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致（自然の美しさ）を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的としています。

○良好な景観の形成・風致の維持

- ・地域の景観との調和を図り、良好な景観を創出
- ・自然美を阻害しない

○危害の防止

- 倒壊等を防止し、通行や見通しを妨害しない

(2) 責務

1) 市の責務 (条例第3条)

- (ア) 条例の目的を達成するため、広告物に関する啓発その他の必要な施策を策定し、実施します。
- (イ) 広告物等の掲出にあたっては、良好な景観の形成について、先導的役割を果たすよう努めます。
- (ウ) 広告主等に対する指導を行います。

2) 広告主等の責務 (条例第4条)

広告主、屋外広告業を営む者及び広告物等を管理する者は、この条例を遵守するとともに、市が実施する広告物に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

3) 市民の責務 (条例第5条)

市民は、市が実施する広告物に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(3) 規制

篠山市の有する良好な景観や風致を維持し、公衆に対する危害の防止を図るため、特定の地域や場所において屋外広告物の掲出を禁止しており、その他の地域や場所についても掲出にあたっては許可が必要です。

また、信号機や街路樹など屋外広告物を掲出してはいけない物件を定めています。

篠山市屋外広告物条例

許可 (8条)

広告物を掲出するために許可が必要

禁止地域 (条例第9条)

屋外広告物を掲出できない地域

禁止物件 (条例第10条)

屋外広告物を掲出してはいけない物件



適用除外広告物 (条例第12条)

社会生活上必要な広告物については、地域的規制や物件的規制が除外される場合があります。

(例) 自家用広告物、案内誘導広告物、管理用広告物等

3. 広告物掲出の許可 (条例第8条)

屋外広告物の掲出にあたっては、一定の広告物を除き、あらかじめ市長の許可が必要です。
 なお、許可にあたっては、次の条件に適合しなければなりません。

- 許可基準に適合すること
- 禁止地域の適用除外の許可基準に適合すること
- 禁止広告物に該当しないこと

4. 許可地域及び禁止地域

(1) 許可地域

原則、許可を受けることによって屋外広告物を掲出できる地域です。
 地域又は場所の特性に応じて、次の2つの地域に区分しています。

第1種許可地域	篠山市景観計画のさとの区域
第2種許可地域	篠山市景観計画のまちの区域

(2) 禁止地域 (条例第9条)

良好な景観又は風致を維持するため、屋外広告物の掲出を禁止する地域です。(一定の広告物については、原則、許可を受けることにより掲出できます。)

地域又は場所の特性に応じて、次の4つの地域に区分しています。

第1種禁止地域	篠山市景観計画の森の区域 国宝、重要文化財に指定された建造物の周囲等 県立自然公園(特別地域) 舞鶴若狭自動車道の路端から1,000m以内の区域(200m超1,000m以内の用途地域を除く)
第2種禁止地域	伝統的建造物群保存地区
第3種禁止地域	都市計画法の第1種低層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 篠山市景観計画の歴史的な町の区域 篠山市景観計画の丹南篠山口IC周辺地区、城下町地区、上立杭地区 県立自然公園(普通地域) 都市公園法の都市公園の区域 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所の敷地 古墳及び墓地、火葬場及び葬儀場の敷地並びに社寺及び教会の境域 国道372号から展望できる地域(市長が指定する地域)
第4種禁止地域	国道173号、176号(用途地域を除く)、372号の路端から100m以内の区域 県道川西篠山線、篠山三和線、黒石三田線、篠山山南線(八上下~糯ヶ坪、風深~丹波市境)、丹南篠山口インター線、大沢新東吹線(杉~吹新)の路端から100m以内の区域 JR福知山線の路端から100m以内の区域(用途地域を除く) 篠山川(渡瀬橋~丹波市境)、武庫川(真南条川合流点~三田市境)の区域境界線から100m以内の区域

許可地域と禁止地域に重複して該当する場合は禁止地域が適用されます。また、禁止地域の地域区分に重複して該当する場合は、若い番号の地域が適用されます。

5.田園沿道区域

沿道の良好な田園景観を保全するため、田園風景が広がる道路沿いを田園沿道区域に指定し、指定区域内における野立広告物や案内誘導広告物（一部の適用除外広告物を除く）の掲出を禁止します。

指定区域	<p>次の路線の路端から100m以内の区域</p> <p>市道杉西吹線・市道西紀丹南線（網掛交差点～市道口阪本花尾線との交点）</p> <p>市道口阪本花尾線・市道篠山西紀線（市道西紀丹南線との交点～県道長安寺西岡屋線との交点）</p> <p>県道本郷東浜谷線（郡家交差点～市道瀬利菅線との交点）</p> <p>市道城西線（市道中央線との交点～風深交差点）</p> <p>県道池上杉線（東吹交差点～尾根橋北詰交差点）</p> <p>県道三田篠山線（北交差点～国道372号との交点）</p> <p>国道372号（舟瀬橋東詰～城東支所前交差点）</p> <p>国道372号（出合橋西詰～辻交差点）</p> <p>国道372号（小野新交差点～天引トンネル入口）</p>
適用除外 広告物	<p>案内誘導広告物で次のいずれかに該当するものに限り掲出することができます。</p> <p>指定道路区間から視認できないもの</p> <p>交通信号機を有する交差点、その他市長が特に指定する交差点からの距離が30m以内のもの</p> <p>施設等への誘導距離が1km以内で、1施設等につき1基かつ1方向の表示面積が1㎡以下のもの</p>

6.禁止物件

禁止物件とは、屋外広告物が掲出されることにより、その本来の機能が阻害されるとともに、良好な景観若しくは風致の維持や公衆に対する危害防止に支障をきたす恐れがあることから、掲出を原則禁止している物件です。

(1) 広告物を掲出できない物件（条例第10条第1項）

- 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
- 石垣、擁壁その他これらに類するもの
- 街路樹及び路傍樹
- 信号機、道路標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラー及び道路上の柵並びに駒止、里程標その他これらに類するもの
- 市長が指定する区域内にある電柱、街灯その他これらに類するもの
- 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- 郵便ポスト及び公衆電話ボックス
- 発電用風力設備、送電塔、送受信塔及び照明塔
- 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- 景観法により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木
- 景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）により指定された景観形成重要建造物及び景観形成重要樹木
- その他、特に良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定する物件

(2) 貼紙、貼札、広告旗及び立看板を表示できない物件（条例第10条第2項）

- 電柱、街灯その他これらに類するもの（上記以外）
- アーチの支柱及びアーケードの支柱

(3) 道路の路面への広告物表示禁止（条例第10条第3項）

7.禁止広告物(条例第11条)

次の広告物は掲出することができません。

著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
著しく破損し、又は老朽化したもの
倒壊又は落下のおそれがあるもの
信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
道路交通の安全を阻害し、又は阻害するおそれがあるもの

8.適用除外広告物

社会生活上必要な広告物については、その掲出目的、表示面積等一定基準に適合する場合に限り、地域の規制や物件的規制が適用されない場合があります。

(1) 許可を受けることなく、禁止地域や禁止物件又は許可地域に掲出できるもの(条例第12条第1項)

法令の規定(道路法、建築基準法、建設業法等)により掲出するもの

国、地方公共団体及び規則で定める公共的団体()が公共的目的をもって掲出するもの(ただし、公共的団体が掲出するものは、寄贈者名等の表示の割合が1/5以下のもの)

公共的団体とは

- ・国や地方公共団体が出資等している団体(株式会社を除く)
- ・国や地方公共団体を構成員の全部又は一部として組織された団体
- ・土地改良区等の公共組合
- ・日本赤十字社
- ・社会福祉法による社会福祉法人
- ・自治会、まちづくり協議会その他これらに類する住民が組織する団体
- ・その他、市長が特に認める公共的団体

表示面積が5㎡を超えるものは、公共広告物等表示・設置届が必要です。

公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等及びこれらを掲出する物件
非常災害のため必要な応急措置として掲出するもの

公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を掲出するもので、次の基準に適合するもの

区分	基準	
表示面積	0.5㎡以下かつ表示方向からみた物件等の平面面積の1/20以下	
数量	1施設又は1物件につき1枚(基)	
色彩	第2種禁止地域以外の地域	・彩度の高い色(マンセル色票系の彩度10以上の色をいう。以下同じ。)の色数(マンセル色票系の色相、明度及び彩度により定められている色の数をいう。以下同じ。)は2色以下 ・彩度の高い色を使用する地色(文字その他の具体的な図柄以外の色をいう。以下同じ。)部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が2色以下の場合を除く)
	第2種禁止地域	・彩度の高い色の色数は1色 ・彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/5以下

(2) 許可を受けることなく、禁止地域又は許可地域に掲出できるもの(条例第12条第2項)

自家用広告物で、許可地域においては次の基準及び許可基準、禁止地域では適用除外広告物の許可基準に適合するもの(適用除外広告物の許可基準はP15参照)

管理用広告物で、許可地域では次の基準及び許可基準、禁止地域では適用除外広告物の許可基準に適合するもの(適用除外広告物の許可基準はP16参照)

【許可地域における自家用広告物・管理用広告物の適用除外基準】

区 分	基 準
表示面積の合計	10㎡以下
数量	3枚(基、個)以下
その他	許可の共通基準及び屋上利用広告、壁面利用広告、壁面突出広告、自己敷地内建植え広告(表示面積基準除く)、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

冠婚葬祭又は祭礼のため、一時的に掲出するもの

講演会、展覧会、音楽会等のために会場の敷地内に掲出するもので次の基準に適合するもの

区 分	基 準
表示面積	10㎡以下
地上からの高さ	5m以下
掲出場所	・会場の敷地内に掲出すること ・道路から5m以内の場所での広告旗の掲出禁止
その他	・催物の名称、開催期日、開催内容、主催者名等催物の案内に必要な事項のみ表示する ・表示期間は、開催される日の14日前から当該催物が終了するまでの日とする

自動車に表示する広告物で、自動車の車体に所有者若しくは管理者の氏名や自己の事業、営業の内容または非営利目的の活動のために行う事項を表示するもの

道路運送車両法による登録を受けた自動車で、使用の本拠の位置が他の地方公共団体の区域内に存する場合において、当該地方公共団体の広告物等の規制に関する条例の規定により表示するもの、動物又は車両(自動車を除く。)に表示するもの

地方公共団体が設置する公共掲示板に表示するもの

営利を目的としない活動のために表示する貼紙、貼札、広告旗、立看板及びこれらを掲出する物件で次の基準に適合するもの

区 分	基 準
表示内容	政治活動、宗教活動、労働運動その他の営利を目的としない活動のために行う宣伝、集会、行事、催物等に関する事項を表示するもの
表示期間	貼紙、貼札、広告旗及び立看板は30日以内
表示面積	・貼紙及び貼札は0.5㎡以下、広告旗及び立看板は2㎡以下 ・貼紙を掲出する物件(掲示板)は2㎡以下

(3) 許可を受けることにより、禁止地域に掲出できるもの(条例第12条第3項)

自家用広告物で適用除外の許可基準に適合するもの(P15参照)

道標、案内図板その他公共的目的をもって掲出するもので適用除外の許可基準に適合するもの(P17参照)

案内誘導広告物で適用除外の許可基準に適合するもの(P18参照)

自動車に表示するもので次の基準に適合するもの

種 別	基 準
禁止地域	許可の共通基準及び自動車表示広告の個別基準に適合していること

禁止地域に指定する道路等の区間から視認できないもので、次の基準に適合するもの

種 別	基 準
第1種禁止地域 第4種禁止地域	許可の共通基準及び個別基準に適合していること

(4) 許可を受けることなく禁止物件に掲出できるもの (条例第12条第4項)

石垣・擁壁等、発電用風力設備、送電塔、送受信塔、照明塔、煙突・ガスタンク、水道タンク等に掲出する自家用広告物で、次の基準に適合するもの

区 分	基 準	
表示面積	5㎡以下	
数量	1物件につき1枚(基、個)	
掲出場所	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止地域では、石垣、擁壁等に掲出ししないこと ・物件の外郭線から突出しないこと 	
色 彩	第2種禁止地域以外の地域	<ul style="list-style-type: none"> ・彩度の高い色の色数は2色以下 ・彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が3色以下の場合を除く)
	第2種禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> ・彩度の高い色の色数は1色 ・彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/5以下

管理用広告物

9. 許可の基準 (条例第14条)

(1) 共通基準

特に景観に配慮すべき地域又は場所においては、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を当該景観と調和したものとする。

広告物の裏面及び側面並びに広告物を掲出する物件にあっては、塗装その他の装飾をし、かつ、その装飾を表示面と調和したものとする。

ネオンサインその他照明を使用する広告物等にあっては、昼間における美観の維持に必要な対策を講じること。

蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)又は反射光の強い塗料を使用しないこと。

都市計画法の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域又は風致地区の境界線から100m以内の地域に掲出する広告物等で、当該第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域又は風致地区から視認できるもの(以下「LEDサイン」という。)を使用せず、かつ、光源の点滅(光源の動き又は光源の輝度の変化を含む。以下同じ。)がないものとする。

許可地域において、高さが12mを超える建築物に掲出する広告物等の表示面積の合計は、一つの建築物の壁面合計面積の1/2を超えないこと。

都市計画法の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域にあっては、一つの敷地内に掲出する広告物(自家用広告物を除く)の表示面積の合計は、10㎡以下とすること。